

お 知 ら せ

一般財団法人 鳥取県建築住宅検査センター

当機関は、平成28年の確認手数料の改正以来、適確・迅速・丁寧なサービスで審査業務を実施してまいりましたが、この間の確認審査業務量の増加等の諸事情により、確認手数料を令和4年5月1日から次のとおり改定させていただくこととなりました。

●確認申請手数料

床面積の合計		手数料の額	
		改正後	改正前
100㎡以内のもの	法第6条の4に該当するもの	12,000円	10,000円
	上記以外の建築物	16,000円	14,000円
100㎡を超え、 200㎡以内のもの	法第6条の4に該当するもの	17,000円	15,000円
	上記以外の建築物	22,000円	19,000円
200㎡を超え、 500㎡以内のもの	法第6条の4に該当するもの	25,000円	21,000円
	上記以外の建築物	30,000円	25,000円
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの		45,000円	40,000円
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの		60,000円	55,000円

《構造計算書等の添付に伴う手数料の加算》

申請書に添付される構造計算書等により、次の額を上表の「手数料の額」に加算します。

①法第20条第1項（第四号イを除く）に定める構造計算書（法第20条第2項により別の建築物と見なす場合は、各構造計算書毎とする。②も同様とする。）

- ・該当建築物の床面積が200㎡以内のもの：10,000円 《改正前：6,000円》
- ・該当建築物の床面積が200㎡を超えるもの：20,000円 《改正前：15,000円》

②法第20条第1項第四号イに定める計算書：5,000円 《改正前：3,000円》

《その他の手数料の加算》

①申請書に添付される「日影図」・「天空率」の審査：8,000円 《改正前：5,000円》

②申請書に添付される「避難安全検証法」・「耐火区画性能検証法」及び「防火区画性能検証法」の審査：25,000円 《改正前：20,000円》

③鳥取県福祉のまちづくり条例に該当する建築物に、次の額を加算します。《新設》

- ・対象床面積が100㎡未満のもの：4,000円
- ・対象床面積が100㎡以上のもの：8,000円

●完了検査申請手数料

床面積の合計		手数料の額〔改正後〕		手数料の額〔改正前〕	
		完了検査手数料	中間検査受検済	完了検査手数料	中間検査受検済
100㎡以内のもの	法第6条の4に該当するもの	17,000円	14,000円	14,000円	12,000円
	上記以外の建築物	21,000円		18,000円	
100㎡を超え、 200㎡以内のもの	法第6条の4に該当するもの	22,000円	18,000円	18,000円	16,000円
	上記以外の建築物	26,000円		22,000円	
200㎡を超え、 500㎡以内のもの	法第6条の4に該当するもの	30,000円	26,000円	25,000円	23,000円
	上記以外の建築物	35,000円		30,000円	
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの		48,000円	42,000円	42,000円	39,000円
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの		64,000円	56,000円	57,000円	53,000円

- ①他の機関が確認済証を交付した建築物の完了検査手数料は、上記金額に10,000円を加算します。
- ②建築物エネルギー消費性能適合性判定通知書の交付を受けた建築物に係る完了検査手数料は、上記金額に次の額を加算します。なお、直前の判定通知書の交付を他の機関から受けている場合は2倍の額を加算します。《新 設》

対象床面積	A種及びB種	C種
1,000㎡未満	11,000円	6,000円
1,000㎡～2,000㎡未満	20,000円	10,000円

●中間検査申請手数料

床面積の合計	手数料の額	
	改正後	改正前
100㎡以内のもの	19,000円	16,000円
100㎡を超え、200㎡以内のもの	21,000円	18,000円
200㎡を超え、500㎡以内のもの	25,000円	21,000円
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	40,000円	35,000円
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	54,000円	48,000円

●建築設備及び工作物の申請手数料

	改正後			改正前		
	確認申請	計画変更申請	完了検査	確認申請	計画変更申請	完了検査
建築設備	20,000円	10,000円	24,000円	14,000円	7,000円	19,000円
工作物	16,000円	8,000円	19,000円	12,000円	6,000円	14,000円

なお、建築設備及び工作物とも、他の機関が確認済証を交付した物件の完了検査手数料は、上記金額に8,000円を加算します。

●確認検査業務手数料の経過措置について

令和4年4月30日までに確認申請書をお預かりし、6月10日までに引き受けることとなる確認申請については、従前の手数料といたします。

建築確認検査手数料一覧表

単位:円

床面積の合計		確認申請	中間検査が必要な建築物		完了検査
			中間検査	完了検査	
100㎡以内のもの	法第6条の4に該当するもの	12,000	19,000	14,000	17,000
	上記以外の建築物	16,000			
100㎡を超え、 200㎡以内のもの	法第6条の4に該当するもの	17,000	21,000	18,000	22,000
	上記以外の建築物	22,000			
200㎡を超え、 500㎡以内のもの	法第6条の4に該当するもの	25,000	25,000	26,000	30,000
	上記以外の建築物	30,000			
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの		45,000	40,000	42,000	48,000
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの		60,000	54,000	56,000	64,000

《工事種別に伴う床面積の算定方法》

- ① 建築物の移転・用途変更・大規模の修繕・大規模の模様替は、当該部分の床面積の1/2を床面積とします。
- ② 既存建築物に増築する場合は、既存部分の床面積の1/2を増築部分の床面積に加算した床面積とします。

《構造計算書等の添付に伴う手数料の加算》

確認申請書に添付される構造計算書等により、次の額を上表の「手数料の額」に加算します。

- ① 法第20条第1項に定める構造計算(同条第2項により別の建築物とみなす場合は各構造計算書ごと。②も同様。)
 - ・該当する建築物の床面積が200㎡以内のもの : 10,000円
 - ・該当する建築物の床面積が200㎡を超えるもの : 20,000円
- ② 法第20条第1項第四号イに定める計算 : 5,000円

《法第56条の2の日影による中高層の建築物の制限に伴う手数料の加算》

法第56条の2の適合確認のために日影図を添付する場合は、8,000円を上表の「手数料の額」に加算します。

《天空率による建築物の高さ制限の緩和に伴う手数料の加算》

天空率の算定により、建築物の各部分の高さの制限の緩和を申請する場合は、8,000円を上表の「手数料の額」に加算します。(令第135条の5)

《各種検証法に基づき申請する場合の手数料の加算》

確認申請書に添付される検証法により、次の額を上表の「手数料の額」に加算します。

- ・耐火性能検証法: 令第108条の3第2項に定める検証方法 : 25,000円
- ・防火区画検証法: 令第108条の3第5項に定める検証方法 : 25,000円
- ・避難安全検証法: 令第129の2第3項及び令第129条の2の2第3項に定める検証方法 : 25,000円

《鳥取県福祉のまちづくり条例に該当する建築物に対する手数料の加算》

- ・該当する建築物の床面積が100㎡未満のもの : 4,000円
- ・該当する建築物の床面積が100㎡以上のもの : 8,000円

《計画変更に伴う床面積の算定方法》

計画変更は当該部分の床面積の1/2を床面積とし、増床部分がある場合はその床面積を加算した床面積とします。

《仮使用認定を受けた建築物の完了検査の床面積の算定方法》

当機関の法第7条の6に基づく仮使用認定を受けた建築物の場合は、認定を受けた床面積を減じた床面積とします。

《完了検査の手数料の加算》

- ・他の機関が確認済証を交付した建築物の完了検査の手数料は、10,000円を上表の「手数料の額」に加算します。
- ・建築物エネルギー消費性能適合性判定通知書が交付された建築物の完了検査の手数料は、次の額を上表の「手数料の額」に加算します。なお、直前の判定通知書を他の機関が交付した場合は、次の額の2倍とします。

	A種及びB種	C種
床面積が1,000㎡未満のもの	11,000円	6,000円
床面積が1,000㎡以上のもの	20,000円	10,000円

単位:円

	確認申請	(計画変更)	完了検査	
			当機関の確認済証	他機関の確認済証
昇降機	20,000	10,000	24,000	32,000
工作物	16,000	8,000	19,000	27,000
建築物に関する仮使用認定申請手数料		120,000円		
誤記訂正願手数料	2,200円 税込み	(当検査センターが交付した確認申請書等に関する記載事項の誤記訂正)		